



短期滞在ビザ申請：身元保証書の正しい書き方と完全ガイド

責任範囲の理解から、12項目の具体的な記入ステップまで



ビザ申請サポートNavi東京 / 加納行政書士事務所監修

「招聘人」と「身元保証人」の役割の違い



招聘人

役割：申請人（外国人）を日本に呼び寄せる人



身元保証人

役割：滞在中の費用などを保証する人

条件を満たせば、同一人物が「兼任」することが可能です（必ずしも2名用意する必要はありません）。

身元保証人が約束する「3つの保証内容」



滞在費の支払

宿泊費や交通費など、
日本滞在に必要な費用



帰国費用の支払

航空券や船便などの帰国費用



法令遵守のサポート

日本のマナーや法令（不法就労
禁止など）の理解とサポート



来日する外国人本人が自己負担できる場合は問題ありません。
支払えなくなった場合に保証する仕組みです。

身元保証人の責任は「法的責任」ではありません



法的責任

支払いを法的に強制されたり、刑罰を科されることはありません。

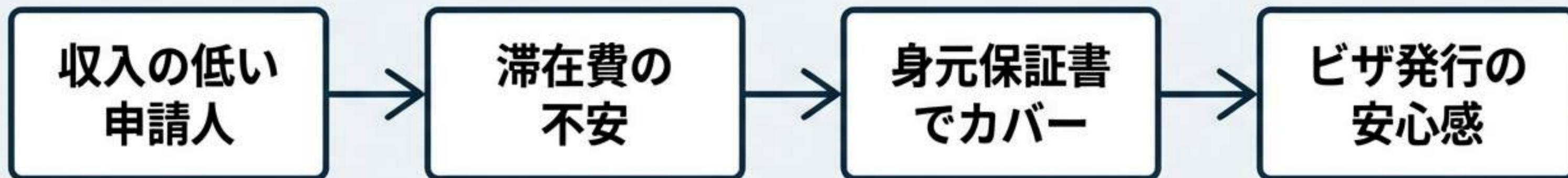


道義的責任

社会人として約束を果たす「道徳的な責任」に留まります。

⚠ 注意点: 約束を破ると信用を失い、今後の申請で保証人になれなくなるリスクがあります。また、虚偽申請に加担した場合は法的責任を問われます。

なぜ「身元保証書」の提出が必要なのか？



- ✓ 短期滞在ビザの必須書類の一つ。
- ✓ 収入が低い外国人を招聘する場合、本人が費用を賄えなくなるリスクをカバーするため。
- ✓ 日本の国に対して「この人の滞在・帰国は私がしっかり保証します」と証明する役割を果たします。

日本人が身元保証人になるための要件



安定した収入があること（納税証明書や課税証明書で判断されます）

1

招聘人本人が兼任

最もスムーズ（※要・安定収入）

2

両親に依頼

招聘人に収入がない場合、血縁関係がある両親がベスト

3

第三者に依頼

両親も難しい場合（※関係性が希薄になるため注意が必要）

外国人が身元保証人になるための 「3つの絶対条件」

01



就労可能な在留資格（安定した収入）

※「家族滞在」ビザなど、扶養前提の資格では**原則不可**



02



現在、実際に就労していること

※転職活動中など、無職期間は**認められません**



03



「3年以上」の在留期間

※付与された在留期間が3年未満の場合は**不可**



身元保証書の書き方（事前準備）

身元保証書

| | | |
|------|--------|---|
| 保証人欄 | 保証人名 | |
| | 住所 | |
| | 申請人の関係 | 親 |

保証人欄

| | |
|--------|-----|
| 保証書 | |
| 申請人名 | |
| 住所 | 573 |
| 申請人の関係 | |
| 氏名欄 | |

573



重要事項

- **取得方法:** 外務省の公式ホームページからダウンロード可能。
- **前提条件:** 本解説は、最も申請件数の多い「親族・知人訪問」目的を例に解説します。

書き方解説 ①：基本情報と申請先

身元保証書

| | | |
|-------|---------|---------------|
| 作成年月日 | | ① |
| 申請先 | | ② 大使館・領事館名 |
| | | |
| 申請人 | 名称 | |
| | 来日親族・知人 | ③ |
| | 国籍 | |
| | 職業 | ④ |
| | 職業 | |
| | その先 | |
| | 振替口座 | |
| 受贈期日 | 年 月 日 | |
| 事務所 | 時間 | |

① 作成年月日

書類の有効期間は「作成日から3か月以内」です。

② 申請先の日本国大使館・領事館名

外務省HP「在外公館」で正式名称を調べて正確に記載してください。

③ 来日親族・知人の国籍

申請人の国籍を記載。

④ 職業

無職の場合でも空欄はNG。

「無職」と明確に記載してください。

書き方解説 ②：来日する人の詳細

身元保証書

| | | | | |
|-----|------|------------|---|------|
| 申請人 | 氏名 | [Redacted] | | |
| | 性別 | ✓ | ✓ | 人数 人 |
| | 生年月日 | [Redacted] | | |

⑤ 氏名・性別・人数

- ✓ パスポートの表記通り（アルファベット）に正確に記載。
- ✓ 複数人の場合は「代表者名+他〇名」と記載（別途、申請人名簿が必要）。
- ✓ 性別に忘れずにチェックを入れる。

⑥ 生年月日

パスポートの記載と完全に一致させること。

様

書き方解説 ③：身元保証人の情報と署名

| 身元保証書 | |
|-------|----------------------------|
| 氏 | |
| 住所 | 7 |
| 職業 | 8 |
| 署名 | 9 <input type="checkbox"/> |
| 生年月日 | 年齢 |
| 電話番号 | 10 |

⑦ 住所

住民票の記載と一言一句同じ通りに記入。

⑧ 職業

無職は不可（保証人になれません）。

⑨ 署名と捺印

【重要】 必ず自筆で署名。認印でOKですが「ゴム印（シャチハタ等）」は絶対に使用不可。

⑩ 連絡先等

生年月日、年齢、電話番号を記載。FAXがない場合は空欄で問題なし。

書き方解説 ④：関係性の明記

身元保証書

様

年 月 日

借組 捺印

申請人との関係 ⑪

会社等の法人・団体が招聘する場合 ⑫

The diagram shows a form titled '身元保証書' (Guarantee Certificate). It includes fields for the guarantor's name (様), date (年 月 日), and signature (借組 捺印). Below these are two main sections: '申請人との関係' (Relationship with applicant) and '会社等の法人・団体が招聘する場合' (When recruited by a company or organization). The first section is marked with a yellow circle containing the number 11, and the second with a yellow circle containing the number 12. Lines connect these circles to callout boxes on the right.

⑪ 申請人との関係

知人訪問：婚約者、交際相手、友人等

親族訪問：配偶者、父親、母親、妹、弟、長男、祖父等

⑫ 会社等の法人・団体が招聘する場合

親族訪問や個人の知人訪問の場合は「空欄」のまま問題ありません。

複雑な手続きは、専門家に任せるという選択肢

自己流のリスク

書類の不備による不許可リスク、関係性の証明不足、何度も役所へ通う時間的負担。



専門家のサポート

個別の状況（収入要件がギリギリ、関係性の証明が難しい等）に合わせた最適な戦略立案と確実な書類作成。

許可率を最大化し、あなたの大切な人を確実に日本へ呼び寄せます。

記事監修・専門家プロフィール



氏名

加納 裕之（特定行政書士）

所属

加納行政書士事務所 /
ビザ申請サポートNavi 代表

学歴

同志社大学大学院法学研究科
博士前期課程修了（修士・法学）、
明治大学法科大学院修了

専門分野

入管取次・ビザ申請、在留資格、
永住・帰化、外国人問題、国際公法

まずは無料相談をご利用ください（完全予約制）



03-6403-5295

受付時間: 平日 10:00 - 20:00



WEB: お問い合わせページよりお申し込みください。



**〒102-0093 東京都千代田区平河町1-3-6 BIZMARKS麴町510
半蔵門駅 徒歩3分 / 麴町駅 徒歩3分 / 永田町駅 徒歩7分**

※ご予約のないお電話での無料相談はお受けできません。必ず事前にお申し込みください。